厚生文教委員会報告書

令和8年8月24日

備前市議会議長　石　原　和　人　　殿

委員長　中　西　裕　康

令和8年8月24日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案　　件	調査結果	備　考
1　教育総務についての調査研究 ①　放課後児童クラブについて	継続調査	―
2　学校教育についての調査研究 ①　コミュニティ・スクールについて	継続調査	―
3　社会教育についての調査研究 ①　学校コーディネーターについて	継続調査	―
4　子育て支援についての調査研究 ①　ビーテラスの休館日について	継続調査	―
5　健康管理についての調査研究 ①　精神障害者医療費給付について	継続調査	―
6　介護福祉についての調査研究 ①　介護認定審査会について	継続調査	―
7　地域包括・地域福祉についての調査研究 ①　認知症施策について ②　成年後見制度について	継続調査	―
8　高齢者福祉についての調査研究 ①　蕃山荘について	継続調査	委員派遣

○　委員派遣について

＜報告事項＞

- 令和８年全国学力・学習状況調査について（学校教育課）
- 学校関係のエアコン設置状況について（教育振興部）
- 補正予算について（教育振興部）
- 美術館の入館状況について（文化振興課）
- 備前市全国大会等出場者激励会について（生涯学習課）
- 第４次子ども読書活動推進計画（案）について（公民館・図書館活動課）
- 新図書館建設工事の進捗状況について（公民館・図書館活動課）
- 補正予算について（生涯学習部）
- 窓口業務の受付時間の短縮について（総務部・市民生活部）
- 三石地区のコンビニ事業について（三石総合支所）
- 高額療養費制度改正について（こども・保健課）

《　委員会記録目次　》

招集日時・出席委員等‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1
開会‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥

厚 生 文 教 委 員 会 記

招 集 日 時	令和8年8月24日（月）		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時28分	開会　～	午後0時9分	閉会
場所・形態	委員会室	閉会中の開催		
出 席 委 員	委員長	中西裕康	副委員長	中村国広
	委員	立川　茂		西上徳一
		山本　成		藪内　靖
		奥道光人		藤原智恵
欠 席 委 員		なし		
遅 参 委 員		なし		
早 退 委 員		なし		
列 席 者 等	議長	石原和人		
傍　聴　者	議員	なし		
	報道関係	あり		
	一般傍聴	なし		
説　明　員	市民生活部長	森　優	環境課長	岡村　巧
	三石総合支所長	竹林幸作		
	保健福祉部長 兼福祉事務所長	芳田　猛	こども・保健課長	竹林伊久磨
	介護福祉課長	梶藤さつき	社会福祉課長	藤森勝一
	教育振興部長	久保山仁也	教育総務課長	春森弘晃
	学校教育課長	柴田洋輔		
	生涯学習部長	杉田和也	生涯学習部参与	大森康晴
	生涯学習課長	杉山麻里	文化振興課長	片岡英史
	公民館・図書館活動課長	江見清人		
	総務部長	石原史章	総務課長	難波広充
審 査 記 録	次のとおり			

午前９時２８分　開会

〇中西委員長　ただいまの御出席は８名でございます。定足数に達しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。

前半は、まず教育振興部、生涯学習部からの報告事項、所管事務調査、後半は市民生活部、保健福祉部からの報告事項、所管事務調査を行います。午後からは、蕃山荘にて現地視察を行いたいと思います。

それでは、議事に入ります。

********** 報告事項（教育振興部・生涯学習部関係） **********

レジュメに沿って各課より順次御報告を願います。

〇柴田学校教育課長　それでは、令和８年度全国学力・学習状況調査の結果について報告をさせていただきます。

別紙資料を御覧ください。

大変申し訳ございません、ページ数がふれておりません。

本調査は、４月２３日木曜日に小学校６年生１９０名、中学校３年生１８１名が受験しております。なお、今年度は小学校、中学校ともに国語、算数及び数学についての学力調査をしており、また中学校のみ英語の学力調査を行っております。学習状況調査及び中学校英語の学力調査について、ＣＢＴと申しますが、１人１台端末を活用したオンライン方式での実施となっております。

学力調査の結果分析については１番として最初のページ以降に、データについては３番として５ページ以降に記載しております。ＣＢＴ実施の中学校英語については、正答率ではなくＩＲＴスコアによって結果が示されています。ＩＲＴとは項目反応理論の略称であり、簡単に言いますと、異なる時点、問題セット、集団で実施した場合であっても結果を相互比較することのできる調査方式であります。学力の経年変化にも適しております。

概要といたしましては、小学校国語、算数、中学校国語、数学、英語、どの教科についても全国、県の正答率を下回っていました。正答数の１問の差と正答率の関係から小学校、中学校ともに国語及び中学校数学について１問分の差はない状況ではありましたが、小学校算数においては特に課題が大きかったと感じております。平均正答数の分布を見ますと、本市の分布の様子は形としては今年度も国、県とほぼ同じですが、比較するとやはり下位層が若干高くなっている部分が見られます。最も多い中位層の子供たちを伸ばしていく日々の授業が重要であると同時に、昨年度同様、下位層の底上げを図るための補充学習の必要性も感じております。

質問調査の結果を見ますと、主体的な学びや対話的な学びのバロメーターとなる設問において小・中ともに国平均を上回っており、また授業の内容は分かりますかの設問においても、小学校算数以外では全ての科目で国の平均を上回っていることから授業改善は着実に進んでいると考えております。このことから４ページにある２番、学校及び市教育委員会の取組に記載していると

おり、指導訪問や校内研修等を通して現在進めている授業改善の取組について、まずは手綱を緩めることなく継続、推進していくことが大切であると考えています。一方で、先生方は心を砕いて熱心に指導を工夫され、子供たちは前向きに学んでいるにもかかわらず学習定着へつなぎ切れていない状況は大変もどかしい思いをしておるところでございます。１時間以上取り組んでいる割合が国平均と比べ、小学校、中学校ともに７から８ポイント低い結果となっている家庭学習の時間の増加や質の向上などを含め、補充学習の充実に向けた取組を進めてまいります。

なお、本日の結果の概要の資料については、今後ホームページで公開する予定です。

○中村副委員長　報告ありがとうございました。

今の小６、それから中３の学習状況調査の結果が出ているわけなんですが、その前の年と比較してどのような変化があったのか教えてください。

○柴田学校教育課長　前の年と申されますと、同一集団でどうかということでしょうか。

○中村副委員長　そうです。

○柴田学校教育課長　同一集団で昨年度の結果と比較した場合、小学校６年生は昨年度の県学力・学習状況調査から全国平均との差を国語、算数とも縮めております。また、中学校３年生につきましては、昨年度受けた県学力・学習状況調査の全国平均の差を国語については縮めております。また、この中学校３年生が小学校６年生のときに受けた全国学力・学習状況調査と比較しますと、全国との平均の差を国語、数学ともに縮めてきておるので、少しずつではありますが前に進んでいるという結果となっております。

○中村副委員長　家庭学習の時間がほかと比べて少ないということですが、そのことの原因について何か分析されているようなことがございますか。

○柴田学校教育課長　授業改善は進んではいるのですが、その授業で学んだことがまだ子供たちの家庭学習につなぎ切ることができていないということが一つの課題であるのかなというふうに捉えております。授業改善の取組を進める中で、授業の中でまずは振り返りをしっかり、そこを起点として大事に授業の中でしていただいて、振り返りの中でその時間、自分が何ができなかったのか、何が分かったのか、そのために自分はどういう学習をしなければならないのかという自己決定をさせることで家庭学習の主体的な学びにつなげていきたいなというふうに１つは考えております。

○中村副委員長　これ家庭学習の時間の中に学習塾等の時間も含まれているようにお見受けするんですけれども、実際に学習塾等に通っている児童の割合って何か分かるものがありますか。

○柴田学校教育課長　申し訳ございません。そこについてのデータについては当課では持っておりませんが、私の感覚として他市町と比べると備前市は学習塾、いわゆる進学塾と言われるようなものが少ないのではないかなというふうには思っております。これは私の所感でございます。

○中村副委員長　私もそのような感覚であって、つまりここに出ている数字が、子供が主体的におうちで学習している学習時間と全く比例しているものではなくて、他市に比べて学習塾等に通

っている割合がひょっとして少なくて、このような数字になってるのかなというようなことも思ったりしましたので、これは私の意見ですけれども、思ったりしているところです。いずれにしろ、おうちで学習するということの定着にはまだまだ程遠い状況なのかもしれませんので、引き続きそこのところはよろしくお願いいたしたいと思います。

○柴田学校教育課長　御意見ありがとうございます。

家庭との連携というのは欠かせないところではありますので、そこに注力しながら進めていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○奥道委員　このグラフ、英語の授業内容がよく分かりますかという、そういうグラフを、中学生の分ですけど見せていただいて。本市が他の県、市と比べてよく分かる、当てはまるという生徒が多い、またどちらかといえば。英語教育が少しずつ、ＡＬＴの関係も含めて効果があったのかなというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○柴田学校教育課長　一つの側面ではあるとは思いますが、そういった実際のネーティブな英語に触れる機会が増えたということは結果に幾らかは作用しているのではないかなというふうには思っております。

○奥道委員　ネーティブの先生方と接する機会っていうのは、小さければ小さい、年齢が低ければ低いほど効果があると私は思いますので、可能な限りということですけども、ネーティブの先生方にも頑張っていただけるようお願いしておきたいと思います。大変お願いします。よろしくお願いします。

○柴田学校教育課長　１つ付け加えでお伝えさせていただきたいのが、質問調査のＥのところで地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますかという設問でありますとか、あとここに加えて資料掲載はしておりませんが、人が困っているときは進んで助けていますかでありますとか、人の役に立つ人間になりたいと思いますか、それから自分にはよいところがあると思いますかといった設問については、全て小・中学校で肯定群が国を上回っておりました。徳育とも絡んでいくと思いますが、ここは備前市の子供たちのすばらしいところだろうなというふうに当課でも分析しております。そこをしっかり認めていきつつ、課題である学力の定着に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○中西委員長　ほかにはありませんか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に移ります。

学校関係のエアコンについて、これは先般来、新聞報道あるいはテレビの報道によっていろいろ数字が出てましたので改めて報告をしていただきます。

○春森教育総務課長　それでは、学校関係のエアコン設置状況について報告させていただきます。

今、委員長のほうからも話がございましたが、体育館の空調設備について報道があったことを御存じの方も多いと思います。今回の調査では、体育館全体を冷やすことの調査ではなく、そのような機器があるのかという調査であったと理解しております。そのため、部分的に冷却するようなスポットクーラーもあれば回答しております。小学校としては西鶴山、香登、伊部、伊里、三石、日生西、日生東、吉永の８校、中学校では備前、伊里の２校に設置されております。調査の内容に基づく報道と理解しており、従前からお伝えしているとおり、体育館全体を冷却するような空調設備はこれから設備の整備を検討してまいりたいと考えております。

○中村副委員長　スポットクーラーに関して、どの程度効果があるというふうに捉えられておりますか。

○春森教育総務課長　まず、スポットクーラーの定義という部分がどういう基準かで全然基準が変わってくるので、今学校に市のほうで配置されているのは本当にもう部分的に冷却するようなものであると考えております。多分、報道のときに言われていたような早島町さんなんかのスポットクーラーというのは、本当にエアコンの移動できるようなものになるので機能が大分違います。そういった形で今副委員長が言われたようなものというのがどの部分、本当にスポットクーラーもピンからキリまでございますので、現状としてどこを思われるかによってそれぞれ受け取り方が違うかなと思ってます。現状として、備前市としては体育館全体を冷やすような空調設備はないという形で考えておりますので御理解いただけたらと思います。

○中村副委員長　小学校で２校、中学校で３校、スポットクーラーが入っていないということが今のお話の中で分かってきますが、そこの際、なぜある学校には入っていて、ある学校には入っていないのかというところを教えてください。

○春森教育総務課長　詳細までは、もうかなり古い年度に買ったので分からない部分もあるんですが、学校配分としてお金を配ったりとか、コロナの関係のもので学校等が買われたものなどがございますので、そういった関係で学校配備しているものが違ってきていると思っております。

○中村副委員長　今、調査中である中学校の体育館に全体が冷えるようなクーラーを設置するというところの進捗状況、その調査の状況等が分かれば教えてください。

○春森教育総務課長　現在、調査したものについては最終的な形の報告書の手前まで来ているのが現状でございます。以前お話ししたとおり、現状の普通の電気を使ったようなエアコンであったり、ガス方式であったり、そういったものをいろいろ検討していく中で今いろいろ選定中でございますので、最終的なものはまだ出てませんが、それが出た上で中学校の設計のほうに入りたいと思っております。

○中村副委員長　タイムスケジュール的には９月には出てこない、それから１２月ぐらいには出てくるというふうに捉えたらよろしいですか。

○春森教育総務課長　こちらのほうにつきましては、もう今月中には最終的な調査の報告が上がってくると思います。６月の議会のほうで設計予算のほうを認めていただいているので、現状と

しては普通に考えれば予算が議決される前にはその設計に入ると、全体で６月に予算要求しておりますので、もう今月末、もしくは来月上旬には設計のほうに入りたいと思っております。

○中村副委員長　ありがとうございます。引き続き、迅速に進めていただけたらありがたいなと思っています。

○中西委員長　ほかにはよろしいですか。

ついでに付け加えて。春森課長も言われたんですけども、各マスコミの資料の発表は備前市のクーラーの設置率が６６％で出てるんです、体育館の設置率が。ところが、皆さん御存じのように６６％も設置されてなくて、来年夏に中学校にやっとクーラーが設置されるかどうかというところになってる。なぜそういうことになったかというと、この資料の真ん中から上の、ちょうど真ん中のところで冷房機能を有した設備、スポットクーラー等を含むというのが１つでもあればクーラーが設置されているということで６６％の高い数値になっていると。そこの点だけしっかり、マスコミの報道とは少し違う、実態が違うというのだけ御理解いただきたいというふうに思います。

ほかになければ、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に行きます、補正予算について。

○春森教育総務課長　それでは、補正予算に計上予定のものにつきまして教育総務課分を報告させていただきます。

最初に、チャレンジ雇用、週３０時間になりますが、人件費を歳出として計上しております。また、以前もお話ししましたが、日生西小学校外壁改修調査設計業務委託、伊里中学校防犯カメラ設置工事に関しましては、予算流用し契約したものを戻すものになります。また、同様に空調機関係では三石中学校特別活動室空調機更新工事、日生共同調理場の調理室空調機の改修工事になります。また、定時制高校についてになりますが、今年度の１年生が１８人入学と想定より多くなったことで夜食費が必要となったことから増額する形のものでございます。そして、令和８年度中に令和９年度に実施する調理員腸内の細菌検査業務の委託契約を行う必要があることから、教育総務課分と幼児教育課分の債務負担行為を計上しております。

教育総務課分につきましては以上になります。

○中西委員長　よろしいですか、報告は。なければ、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に行きます。

美術館の入館状況についてお願いします。

○片岡文化振興課長　それでは、文化振興課より備前市美術館の入館状況について御報告させていただきます。

先月、７月４日から開催されました企画展「ティーカップ・メリーゴーラウンド」の開催によ

り入館者数も増加してきております。特に８月のお盆期間中には帰省された方、また休暇中の方などの入館が多かったようです。館内に設置しましたアンケートの結果から、年代的にも今回の企画展では幅広い年代の方に来館いただいております。来館者のほとんどは県内で約６割から７割を占めていますが、関西圏の兵庫県からの来館者も増えてきているようです。また、今月には市内小・中学校の社会科教諭の先生方による美術見学が予定されており、今後の学校での活用にも検討いただくこととなっております。

報告については以上です。

〇中西委員長　終わりましたけども、質疑はございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、次に移ります。

〇杉山生涯学習課長　生涯学習課から、備前市全国大会等出場者激励会について報告いたします。

備前市では、競技スポーツの振興に役立てることを目的に、全国大会等に出場する選手に対し激励金を交付し、希望される方には激励会を開催しています。先日、８月１８日に全国大会に出場される１４名の選手の皆さんの激励会を行いましたので御紹介いたします。

まず、アリアーレ岡山に所属されています田辺椛さん、池田琥珀さんの２名は９月２６日から大阪府や和歌山県を会場として開催される第２９回全国ヤングクラブバレーボール大会へ出場されます。また、大元Ｇｌａｎｚに所属されています炭山拓馬さん、三原丞史さん、杭本雄志さんの３名は同じく同大会男子の部に出場されます。続いて、岡山レインボーガールズに所属されています小林葉奈さんは岡山県女子代表チームとして８月２１日から滋賀県で開催されたＮＰＢガールズトーナメント２０２６全日本女子学童野球大会へ出場されました。最後になりますが、ソフトテニスチームネクサス岡山ＳＴＣの８名の皆さんは、８月２１日から島根県で開催された第５７回全国中学校ソフトテニス選手権大会に出場されました。８名の選手の皆さんは他市にお住まいですが、備前市在住の佐々井正人監督の下、備前市チオビタ運動公園で練習されている団体になります。

報告は以上となります。

〇中西委員長　委員会報告というと、なかなか、車の事故があったとか悲しい話が多いんですけども、明るい話題でどうもありがとうございました。

皆さんのほうから何か御意見ありますか、質問とか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、次に移ります。

〇江見公民館・図書館活動課長　公民館・図書館活動課から２点報告をさせていただきます。

まず、１点目、第４次子ども読書活動推進計画の案につきましてでございますが、現在図書館

のほうで第４次備前市子ども読書活動推進計画を策定しております。策定につきましては、法律に基づいて今年度早い段階で行うこととしておりましたが、ちょうど先週末、２１日にパブリックコメントが終了いたしまして、今後最終調整の上、図書館施策の方針の一つとしてまいりたいと考えております。

内容を簡単に申しますと、大きな目標として不読率３割減というふうなことを掲げております。これを家庭、地域、それから学校の３つの場で取り組み、それから連携をもってなしていきたいと考えているものでございます。不読率といいますのが、全く本を読まない児童・生徒がどれくらいいるのかというふうな指標でございますけれども、これは第１次計画から対象学年の児童・生徒さんにアンケート調査を行いまして、月のうち何冊の本を読みますか、１か月のうち何冊本を読みますかという設問を基にしているというものになります。ですので、数値が低いというほど実際に本を読んでいるということになります。昨年度行った調査ですと、若干というかかなり数値が上がっているので本を読んでいないと、特に小学生の方っていうのは多いのかなというふうなことが数字としては上がってきているというものになります。原因等につきましては今調査しておりまして、実際にその計画が出来上がる頃には、こういうことですという説明ができるのかなと考えてございます。

１点目の説明、報告は以上でございます。

○中村副委員長　令和２年度の不読率、数字が低いということはたくさん本を読んでたということなんですけども、これってコロナと関係があるんですか。

○江見公民館・図書館活動課長　そのあたりも考えていろいろなところに聞いているところなんですけれども、実際に大きなものが何かあったかというとコロナ禍があったのかなとは考えてございます。ただ、例えば学校の図書室とか図書館で本を貸していなかった時期があったのかというと、それはなかったのではないかということなので、本に触れる機会というだけで考えると、あったのか、何か別の要因なのか、コロナ禍で外に出る機会、例えば公立の図書館に行く機会とかが減って本に触れる機会が減ったのか、何かほかの要因があるのかというところは今調べているところというところでございます。

○中村副委員長　ほかの子と関わることを避けていた時代であったと思いますので、本を読むことを奨励してたんじゃないかなという気がしていて。そうなると、その時代は特殊な時代であったと思いますので、じゃあ目標値はこれでいいのかということになってきて。たくさん本を読んでもらいたいなと思っているので、目標値が高ければ高いほどいいんだろうなと思いますけれども、今の子供たちの実態に即した目標値を考えたらどうかなというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

○江見公民館・図書館活動課長　委員おっしゃられるとおりかと思います。策定委員会という外部の委員さんも招いた委員会というのも開いております。今現在、ずっと不読率というふうな、本を読まないというようなことでの数値目標になっているんですけども、これは逆に九十何％の

児童・生徒さんは読んでいるということをいくと、例えば本を読んでいる読書率に代えて、読んでいない数%の人にどうアプローチしていくかっていうところを焦点にするというふうな考え方のほうがいいんじゃないかという意見も出ておりますので、そのあたりの数値の設定の仕方、それから実際の数値目標の設定の仕方というところも今後は考えていきたいなとは思っております。

○中村副委員長　よろしくお願いします。

○藤原委員　何年か前から備前市はスマートフォンを無料で２年間貸し出したと思うんですけど、あそこで小学生がスマートフォンを持っている率が上がって、それも関係していたりするのかなと思うんですけど、そこも併せて調査をお願いできますか。

○江見公民館・図書館活動課長　これも委員おっしゃられるとおりで、実際にこの間にいわゆるスマートフォン等のメディアというものに触れる時期というのも増えてきたんだろうと。同時にノーメディアといいますか、あまりそういうことに時間を使わないでほしいということも学校のほうでも進めてこられたというふうに考えておりますので、その辺のバランスがどうだったのか。ただ、実際に、これも数字としては表れてないんですけれども、メディアに触れる機会というか時間は増えてきたのでしょうけれども、ノーメディアということも進んで、実際にメディアに触れない時間というのも増えた。それが読書のほうに戻ってこないというか、読書のほうにつながらないというところも実際あるのではないかというところは思っておりまして。一人の時間とか、いろいろな時間は増えたけれども、それが読書に使おうっていう時間にはなっていないのではないかというところも考えておりますので、その時間というものを本を読むというところにつなげるのはどうしたらいいかというところを考えていきたいなとは思っております。

○奥道委員　数値的なことは数値的なこととして、ほぼ９割方の生徒さんが本には触れる。これ、学校の中での読書活動についても数値として上がってきてるんですか。例えば小学校、中学校のほうで本を読む時間を取っているとか取っていないとか、そういうふうなこと、その分もあるんですか。

○江見公民館・図書館活動課長　数字として私は把握していないんですけれども、その策定委員会の中でも学校司書さんとか学校関係の方というのもお呼びしてお話を聞くと、いろいろ本に触れるという機会で、備前市のほうは学校の図書館とか図書室というのは司書さんもおられますし充実していると考えておりますけれども、そういうふうな取組の中でされているというお話は聞いておりますので、触れる機会を何とか持たせようということで活動はしていただいている、学校の中での活動はしていただいていると理解しております。

○奥道委員　例えば各小学校、中学校のほうで朝読というような形で子供たちが一定の時間、読書する時間を取っているということも過去あったような気がするんです、備前市内でやったかどうか知りませんけど。そういう指導もされてはいるのかな、その朝読的なもの。もちろん今日は柴田課長がおられるんで、もしよかったら教えていただけたら。

〇柴田学校教育課長　朝読書は学校の教育課程を決める中で取り組んでいる学校もあれば、そうでない学校もあると現状では認識しております。一斉に朝読書を全校しているというような状況は残念ながら今のところはないと思います。

〇奥道委員　逆に全校で取り組むというような、そういう方向性はなかなか難しいですか。そういうことをお願いというか、訴えていく。教育課程の編成上、難しいのかも分かりませんけども、朝読の効用っていうのは私は大きいもんがあると思うんですけど、いかがでしょう、課長。

〇柴田学校教育課長　朝読書に限らず、各校の図書館司書の先生方は特にいい取組をしてくださっているので、休み時間やそれ以外、授業以外の、もちろん授業の中での活用もございますし、そういう図書室を利用するという率については、先日の全国学調の結果の数値を見ても、全国、県よりも数値的には高いと考えております。そういった教育課程の中でどこの部分については、各校の判断にはなっていきますが、実態として図書室の利用というのは備前市の子供たちはよくできているのではないかなというふうに今のところ捉えております。

〇奥道委員　ありがとうございました。今後とも、またぜひよろしくお願いします。

〇中西委員長　学校の図書館司書については一応会計年度任用職員ではありますが、全校に配置されているということで、これは今まで委員会でも何回か取り上げてきたこともありますので、また一度どういうような活動をしておられるのか、委員会の中で取上げができたらと思います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に移ります。

〇江見公民館・図書館活動課長　それでは、新図書館の新築工事につきまして御報告させていただきます。

写真のほうを資料としてつけさせていただいておりますので写真を御覧いただきながらと思います。

写真４枚ございますけれども、まず左の上の全景になりますけれども、変わっているところはその屋根がついております。この屋根がついたことによりまして、内装工事というのも加速度的に進むのではないかと期待しております。それから、左の下の写真でございますけども、これは海側、南側から撮ったものになりますけれども、外壁になりますけれども、れんが調というか、備前焼をイメージしたようなものだと聞いておりますので、そのタイル調で仕上げておるというものを御確認いただければと思います。また、右の写真につきましては室内になります。上が３階の学習室のものになります。これはたしか東側に向いて、左上の写真ですと手前側から撮った写真で、右の下の写真につきましては２階の図書室のものになりますけれども、屋根がついて、この上がその屋根で天井裏になっているというのが御確認できるかと思います。

写真の説明については以上でございますが、１点、９月の定例会につきまして報告をさせていただきたいと思います。

議案として提出させていただく予定でございますけれども、この工事につきまして契約額の変更ということで議案のほうを提出させていただこうと思います。内容につきましては、さらなるインフレスライドというものを施工者のほうから提案がありまして、なかなか大変世の中的にも厳しいと。ものの値段というのが、流通そのものに関しては入るようにはなってくるのでそれが止まるということはないんだけれども、どんどんもうものの値段が上がり続けているというふうなことを聞いております。実際にそういうメーカーからの連絡のメールであるとか、ファクスの文書であるとかというのも実際に見ましたけれども、石油関連製品のものになりますので、かなり本当にひどい、ひどいと言ったらあれなんですけども、上がっているものについては前回のインフレスライドが３月末の時点でやっているんですけれども、そこからさらに数十％上がっているという商品、製品というのもございますので、これは致し方ないのではないかという協議をしまして今回変更契約をさせていただきたいということで議案として上げさせていただきますのでよろしくお願いしたいというところでございます。

以上でございます。

○中西委員長　報告が終わりましたけども、委員の皆さんから質疑はございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、次に移ります。

補正予算について、生涯学習のほうから。

○杉山生涯学習課長　生涯学習課から補正予算について報告いたします。

日生体育館及び浜山運動公園の変圧器各２台に低濃度ＰＣＢが含まれていることが判明しております。低濃度ＰＣＢ含有廃棄物については、法律により処分期限が令和９年３月末と決められているため、それらを撤去し処分する必要があるため、関連する予算を要求させていただいております。日生体育館については更新工事を行う計画ですが、変圧器の納期に全国的な遅れが生じており、発注から約七、八か月の納期を要することが想定されています。そのため、体育館は来年３月から数か月間休館とさせていただく見込みです。また、運動公園の変圧器は更新工事を見送るため、公園内の街灯はソーラー電源によるＬＥＤ照明への改修工事と野球場やトイレ、自動販売機等へ電源を供給するため、電源敷設工事等も要求させていただいております。これらの詳細につきましては、予算決算審査で御審議いただきますようお願いします。

もう一点ございます。

チオビタ運動公園温水プールの可動式シェルターの改修工事費を要求させていただいております。経年劣化により一部破損のおそれがあるため、改修工事を行うものです。なお、緊急性があることから現予算で執行させていただいており、９月２２日火曜日から１０月１９日月曜日の期間のプールの利用を中止とさせていただく予定です。

生涯学習課からは以上でございます。

○中西委員長　その日生の体育館の休止の期間はいつからいつまでになりましたか。

○杉山生涯学習課長　日生の体育館の臨時休館の予定ですが、現在の予定では来年、令和９年３月から７月末を見込んでおります。

○中西委員長　ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○江見公民館・図書館活動課長　それでは、補正予算で公民館・図書館活動課分について報告をさせていただきます。

まず、公民館についてでございますが、公民館については地区の公民館を含めまして会計年度任用職員の予算を上げさせていただこうと思います。４月の人事異動で正職員が行っていた地区公民館のほうも、それ以降補充がなくて、何とか中央公民館の職員を充てるとかでやってきたんですけどもなかなか難しいということで、会計年度任用職員をもう実際に今雇用しておりますので、その予算については今回の補正予算で計上させていただきたいというふうに考えてございます。

それから、地区公民館の各修繕でありますとか、パソコンが故障したのでそれを購入したいといったようなところも補正予算として上げさせていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。

それから、図書館についてでございます。実際に図書館の本体工事については、工事金額のところについては抑えているというところでございますので、今回図書館の継続費について減額をさせていただきたいと考えてございます。もう一点理由がございまして、図書館の工事につきましては国の補助金を入れて進めております。今年度の国の補助金については、もう既に受入れをしております。その受入れ分について、実際に図書館の本体工事のほうが減額になりますのでその辺については下げるんですけれども、実際に補助金はもう受け入れておりますので、その補助金部分については使っていきたいと考えております。この補助金につきましては図書館だけではございませんで、片上地区の道路整備、それから公園等の整備についても同じ補助金を充てております。先日の総務産業委員会でも各課から報告があったんですけれども、建設課と都市計画課がそれぞれ持っているところ、実際に計画していたものについて来年度計画していた工事を前倒ししてその補助金を使って進めていきたいと考えてございますので。その分を図書館本体の工事からは減らして、そちらの道路整備、公園広場の整備に充てさせていただくということで、この本体工事については継続費を減額、そちらの金額についてそれぞれの工事等に充てるというところにさせていただきたいと考えてございますので、補正予算で流れとしてはそのようにして、それぞれの課で計上していくということにしております。

○片岡文化振興課長　それでは、文化振興課から９月補正予算要求について、大きく３つの事業に関わる補正予算を計上させていただいております。

１点目、本年６月の委員会でも報告させていただきましたが、６月２日に発生しました台風に伴う豪雨により南大窯窯跡遺構内に壁面が浸食いたしました。今後も被害拡大のおそれがあるため、浸食溝に排水管を設置し、浸食と崩落を防ぐ水路を確保する排水路埋設工事を実施したいと考えております。本事業については文化庁の補助制度を活用し、事業の２分の１の国庫補助を求めることとしております。

次に、２点目、備前市畠田の船山遺跡内で事業者による開発計画があり、その事業の一部に市道の拡幅工事が含まれているため、遺構内の試掘調査を実施するものです。試掘調査は文化財保護法に基づき、岡山県が定める基準により施工範囲及び内容において埋蔵文化財の適切な保護及び保存を図るため、事前の遺跡調査、試掘調査を本市が実施することとなります。

最後に３点目、例年実施される旧閑谷学校の楷の木ライトアップに設置される照明機器を常設化する工事を特別史跡閑谷学校顕彰保存会様が計画されています。当該事業実施に当たり、県内事業者から企業版ふるさと納税の寄附申入れがあったため、保存会の補助金を本課のほうで予算計上することとしております。

以上が補正予算要求の概要になります。

○柴田学校教育課長　補正予算の学校教育課所管分です。

まず、歳入のほうで、昨年度末で急な児童の移動により伊部小学校において小１グッドスタート支援事業の基準を満たし、令和８年度で事業を開始したことに伴い、県支出金を計上することとしております。

それから、もう一点、債務負担行為については、令和９年度から令和１０年度での小学校及び中学校におけるＡＬＴの適正配置を行うため、令和８年度中に派遣委託による契約を締結し、人材確保に努めるために予算のほうを計上させていただこうと考えております。

以上でございます。

○中西委員長　ほかには、もうこれで全てになりますか。

一応予算になりますけども、皆さんのほうから何かありますか。

よろしいですか、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、報告事項はこれで全てと、終わってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、閉会中の継続調査事件に関する調査研究に移りたいと思います。

**********　閉会中の継続調査事件（教育振興部・生涯学習部）　**********

教育総務についての調査研究で放課後児童クラブについて、中村委員より少し御説明をお願いしたいと思います。

○中村副委員長　放課後児童クラブについて教えていただけたらと思い、調査研究のほうに上げさせていただいております。

早速、表のほうを出してくださって大変ありがたいと思います。そこに１０地区の放課後児童クラブの様子が表として現れているわけなんですが、まずそれぞれのクラブのでき方が少し違うように思うんですけれども、例えばＮＰＯ法人であったりとか、保護者が共同でやっているとかというような違いなわけですけれども、どのように違うのかということを教えていただけたらと思っています。

あわせて、利用者数が大変多くなっているというような現状を把握しておりますけれども、それに見合った指導者数になっているのかどうか。その指導者に関してはそれぞれのクラブがそれぞれ個別に、いわゆる見つけてお願いをしているというような現状ではなかろうかと思いますけれども、大変苦しい状況を聞いておりますので、その辺の指導者に関する委員会としての考えを教えていただけたらと思っております。

それから、予算がかなり増えていると思いますが、その予算がなぜ増えているのか、委託料がなぜ増えているのかというところを教えていただけたらと思っています。

以上、３つのことをお話ししましたが、よろしくお願いいたします。

○春森教育総務課長　１点目のほうの保護者等の運営委員会方式と法人の違いですが、現状法人としてされているところが伊部の４つ、伊里、それから日生西、日生東になります。現状、１４単位中７単位、半分が法人格を持った形でされているのが現状でございます。

２つ目に、支援員の数と採用に関してですが、現状は今説明しましたとおり経営形態が違う部分から給料が全然違う形になっておりますので、そういった部分について市が関与した形で人を雇うというのがなかなか難しいと。昨年度とかもこういった方がいるよという通知はこちらのほうに話があれば各委員会、各放課後児童クラブのほうに報告はしておりますが、結果として雇われた方もいると思うんですが、なかなか統一するのは難しいかなと思っております。また、人数につきましては、現状をこの部分で法定的な人数としては足りていると考えておりますが、余裕があるのかとか、そういったことについてはちょっと別になります。

また、費用の部分ですが、いろいろ考え方が違いまして、基本の部分の運営委託費以外に、例えば障害のある子供さんの加算であるとか、そういったものの加算がいろいろあったりする関係で、その現状と、そのこども園から小学校に上がる方とかも踏まえて金額が変わってきたりしております。また、伊部のほうは新たな試みをする形でいろいろされていますので、そういった加算という部分がいろいろ入ってくるので現状としては大きく変わるのかなと思っております。金額的なものの単価の部分についても国としては上がってきておりますので、全体としてはこうなっておりますが、昨年の実績を見ていただいても分かるように、例えばそうごキッズなんかも１，３００万円の当初予算でしたが、実際は１，１００万円で、実際当初でこういった事業をしたいよと言われてきたものに対して、できていなければ返還等をしていただく形になりますので、現状この予算を取ってるからこの額でという形ではないと理解しております。

私からは以上になります。

○中西委員長　ほかには皆さんのほうからないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に移ります。

学校教育に関する調査研究、コミュニティ・スクールについて、学校教育課で、これは藤原委員より説明を願います。

○藤原委員　備前市はコミュニティ・スクールを推進していくというのを聞いていたんですけど、どういった形で進められているのかなというのが気になって質問させていただきました。説明いただいてもよろしいですか。

○中西委員長　今までの取組とできているところ、だからできてないところもあると思うんで、そこらあたりを少し御説明願えたらと思います。

○柴田学校教育課長　では、コミュニティ・スクールの活動状況についてでございます。

別紙資料をお示ししております。

各学園での今年度の活動状況を記載させていただいております。今年度から、昨年度スタートした伊里学園、吉永学園に加え日生学園、三石学園もコミュニティ・スクールとしてスタートしております。各学園において、まずはどんな子供を育てたいのかというところをしっかり共有を図っているところです。それに向けて地域一体となってできることを、これからまた考えていき、取り組んでいくことになっていくというふうに思います。学校運営協議会は主に学園全体で行っていきますが、学校評価等に関わる内容などは状況に応じて、小学校、中学校それぞれで運営協議会を開いて行うということに実態としてはなっております。まだまだ生まれたての本市のコミュニティ・スクールなのですが、県の伴走支援も得ながら、まずは学校と地域が子供たちのよりよい成長に向け、顔を合わせて話し合う機会をしっかり確保していき、相互理解を深めていくことがまずは大切だと考えております。

備前中学校区のみが、まだ設置が進んでおりません。１中５小ということもあり、また今年度校長先生のほうも６校中４校代わられているというような状況もあり、あと地域学校協働本部のある学校とない学校も混ざっているという状況もあり、実情が様々でございます。そういった意味で、慎重に準備を進めていく必要があるかなというふうに考えております。まずは、先行してスタートしている４中学校区の伴走支援に注力しながら、どのような設置方法がよいのか、運営方法がよいのかということを探っていきたいなというふうに思います。先生方の人数もたくさん、備前中学校区は多うございますので、まずは先生方の制度理解であるとか、地域の方の制度理解、それからどのような組織体制がよいのか、このあたりは他市の先行事例なんかも見学に行く予定が、県のほうからもお誘いがあったりもするので、そういったところも活用しながら慎重に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○中西委員長　質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、社会教育についての調査研究に移ります。

学校コーディネーターについて、藤原委員より説明を願います。

○藤原委員　こちらもなんですけど、うちの子が通ってるところでは学校コーディネーターさんがすごく活動していただいて、学校環境を整えたりとか地域とつなげたりしてくださってるんですけど、いないところもあるというのを聞いたので詳細をお聞きしたくて質問させていただきました。こちらも説明いただいてもよろしいでしょうか。

○杉山生涯学習課長　それでは、生涯学習課のほうで資料のほうを御準備させていただいておりますので、それを御覧いただきながら説明させていただきます。

本市では地域と学校が連携、協働して子供たちの学びや成長を支える取組として地域学校協働本部を設置しています。現在、９本部、１１学校に設置しており、小中合同で設置しているのが三石小学校と中学校、それから伊里小学校と伊里中学校の２本部になります。単独校としては、備前中学校、香登小学校、伊部小学校、片上小学校、日生西小学校、日生東小学校、吉永小学校の７校となっています。それぞれの地域学校協働本部において地域コーディネーターさん、地域学校協働活動推進員というお名前になりますが、その方が学校と地域をつなぐ役割を担っています。具体的には、学校からの要望を把握し、それに応じて地域のボランティアに声をかけたり活動の日程や内容を調整したりするほか、地域の人材や情報を把握し、学校につなぐといった活動を行っています。なお、地域学校協働本部を設置していない学校においても、地域との連携を行っていないということではありません。各学校において公民館や老人クラブ、自治会などの地域団体等と連携し、登下校の見守りや学習支援、環境整備、地域学習など、同様の学校支援活動を実施しています。地域学校協働本部を設置している学校については地域コーディネーターさんが中心となっていて、こうした地域人材や団体との連携、調整を行い、活動を組織的に進めているという違いがあります。

今年度の取組については、資料としてまとめさせていただいております。１の主な活動内容として上げさせていただいているのは、学校共通事項と思って御覧いただけたらと思います。その下の２番、特徴的な取組として上げているのは、個別の取組として記載させていただいております。各校の活動内容や頻度には違いがありますが、学校からの要請に応じた学習支援や学校行事への協力に加え、それぞれの地域の人材や特色を生かした活動が行われております。

生涯学習課からは以上となります。

○中西委員長　これ何人ぐらい、このコーディネーターとして参加しておられるんでしょうか、アバウトで結構ですけど。

○杉山生涯学習課長　コーディネーターさんは学校によっては１名のところもございますし、３名の方にお願いをしているところもあります。

○中西委員長　トータルでは何人ぐらい参加しておられるんでしょう。

○杉山生涯学習課長　今年度は１５名の方がいらっしゃいます。

○中西委員長　ほかにはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで調査研究事項も終わるわけですけども、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、これで暫時休憩したいと思います。

午前１０時３３分　休憩

午前１０時４５分　再開

○中西委員長　休憩前に委員会を再開いたします。

まず、報告事項からお願いいたします。

**********　報告事項（総務部・市民生活部・保健福祉部関係）**********

○難波総務課長　窓口業務の受付時間の短縮について御報告いたします。

これまで市のほうではＤＸの推進に取り組み、各種証明書のコンビニ交付のほか、電子申請、電話予約や郵送請求など、窓口に来なくても完結するサービスの提供を進めてまいりました。一方、市窓口の受付時間については職員の勤務時間と同じ午前８時３０分から午後５時１５分までとなっており、準備や業務終了後の事務処理は時間外に行うことが常態化しておりました。このたび市民サービスを向上させるための窓口業務の改善の取組をより一層推進するとともに、職員が就業時間内に受付開始前の準備や業務終了後の事務処理を済ませ時間外勤務の適正化を図るため、試行としまして本庁舎窓口における業務受付時間の短縮を実施したいと考えております。短縮後の受付時間につきましては、９時から１６時までと想定しております。開始時期につきましては１０月１日ですが、市民サービスの影響を考え、当面は試行とし、受付時間外の８時３０分から９時まで、または午後４時から５時１５分までに来られた方に対してもこれまでどおり対応を行うことといたします。この取組は７月１５日、庁議の窓口部門からの提案を受けまして方針が示されたもので、具体的には総務課及び企画課主導の働き方改革、業務改善のプロジェクトとして、窓口業務についてＤＸ推進にも全庁的に取り組んでいく考えでございます。

なお、市民、職員双方にとって効果を実感できるものとするため、本格運用に向けては本年度内に検証を行い、課題等への対応を進めていきたいと考えております。

○奥道委員　今回、夕方の１７時１５分が１６時に繰り上がってというふうに伺いました。この間に利用されている方というのは多かったんですか、数はどんな感じなんですか。

○難波総務課長　数としましては日によって違うんですが、全体の利用者の方の約１０％から１５％というふうな形になっております。

○中西委員長　これに何かある、森部長ある、今の。

○森市民生活部長　今、難波課長が申し上げたような、率でいえばそういうところでございま

す。６月２４日から市民課の窓口で取った分の集計でいきますと、１６時から１７時１５分の間で人数的には１５５名というところになっております。

○奥道委員　１５５名、全体でということ。その期間、全部で。今のは期間を示されたんですね。

○中西委員長　もう一回、期間と人数を。

○森市民生活部長　データを取ったのが６月２４日から８月７日です。市民課の窓口では１６時から１７時１５分の間に来庁された方が１５５名というところでございます。

○奥道委員　じゃあ、それがですから今おっしゃったように１０％ぐらいになると、全ての来庁者の中の１０％ぐらいがそこにあるということになるんですね。私はそのことを短くすることがどうこうじゃなくて、仕事を終えられてから市役所に来られる方もおられるんじゃないかなとふと思って、そんな方にとっては不利益なのかな。だから、そこら辺のところの対応ができるような、そういう逃げ道といいますか、緊急にそういったことができるようなことも考えてもいいのかなということは思ったもんですから伺ってみました。

○森市民生活部長　それでは、市民生活部から本日提出しております資料について御説明いたします。

まず、証明書交付枚数比較（窓口、コンビニ交付）令和７年８月から令和８年７月分を御覧ください。

コンビニ交付で取得できる印鑑登録、それから住民票、所得証明について、それぞれ交付件数と交付率をまとめたものでございます。それぞれの交付率は表のとおりで、印鑑登録の交付についてはコンビニ交付が約５１％となっておりますが、住民票、所得証明の交付については窓口交付のほうが多い状況となっております。全体の計といたしましては、窓口交付が５３．５％、コンビニ交付が４６．５％となっております。

次に、もう一枚のほうなんですけれども地区別コンビニ等交付枚数のグラフを御覧ください。

このグラフは、交付枚数５０枚以上のキオスク端末が設置されているコンビニ等を地区別に集計した表となっております。地区名の横の括弧内の数字は、その地区のコンビニ等の数を表しております。全国で８，９３２件の交付があり、そのうち西鶴山地区が１９３件、伊部地区が１，８９０件、片上地区が１，１２３件、伊里地区が１，０９０件、日生地区が６０４件、寒河地区が３９１件、吉永地区が７８２件、瀬戸内市で７２３件、和気町で２１９件ということになっております。コンビニではありませんけれども、キオスク端末を設置しております香登郵便局、これについては４５件、東鶴山公民館では１３件、木谷郵便局では９件の交付となっております。マイナンバーカードがあれば、全国どこででも交付が受けられることから市外のコンビニを御利用される方も見受けられます。

以上、簡単ですけれども資料の説明を終わります。

○藤原委員　コンビニで取れない証明書、窓口に来ないと取れない証明書は何々になりますか。

○森市民生活部長　戸籍の関係は、特に死亡なんかは来ていただくようなことになるんですけれども、ほとんどが郵送請求であるとか電話等の予約で交付ができることとなっております。１７時１５分を過ぎましても、２０時までは宿直のほうでお渡しできるような形になっております。

○中西委員長　あと、ここで窓口受付時間短縮について総務部、市民生活部というふうになってるんですけど、その関係で総務部も来ておられるんですけど、これは例えば税金だとか、あるいは生活保護の申請だとか、あるいは介護保険の手続だとか、そういう１階、２階の窓口業務、これは別なんですか。

○難波総務課長　今回の受付時間の短縮ですが、対象としましては本庁舎全体で取り組むと、本庁舎の窓口で取り組むこととしております。１階、２階の窓口部門に限った取扱いではなく、そういった形になっております。また、総合支所につきましてはお客さんの多い時間帯というのがそれぞれ異なることから、今回試行を始めるに当たっては総合支所は除くということにさせていただいております。

○中西委員長　私が聞くのも何なんですけど、これは議会事務局もそうなんですか。

○石原総務部長　対象といたしましては、本庁舎全ての部署というふうに整理させていただいております。しかしながら、いわゆる証明関係とか相談、それからいろんなお手続が集中するというのは主に数の上で考えると１階、２階ということにはなろうかと思いますが、それ以外、３、４、５階、６階についても窓口としては統一的に９時から１６時でお願いをしていきたいというところでございます。しかしながら、現在でもいろんな御相談であったり窓口での対応というのは部署を問わず、基本的には８時半から１７時１５分までの間にお越しいただいている、そういった中で周知もこれから進めていきたいというふうに思っておりますし、１６時を過ぎたからといって、もう一切受付はできませんということには、試行期間中はもちろんですけれども、いろんなケースには柔軟に対応していかなければならないと考えてはおります。

　そういった意味において、いろんな部署においてこういった取組を試行で行っていく上でいろんな課題が出てくるのではないかというふうにも私どもも捉えております。岡山県内でも井笠地域を中心に、それから真庭市、それから早島町、もう本格実施に取り組んでいるところもありますので、そういったところにもいろいろ情報提供をいただきながら、市民の方に御不便がないように、また市役所に行かなくても証明関係などは時間を問わず幅広く勤め先でもコンビニ等々でも取得ができますので、そういったことも併せて、便利な取組がされているんだなということも周知を図っていきたいと思っておりますので。必ずしも、そういった市民の方々、来庁者の方々にとって御不便がかからないような形で私どもとしては進めていきたいという考え方でございます。

○中西委員長　暫時休憩。

午前１０時５９分　休憩

午前１１時０１分　再開

○中西委員長　休憩前に委員会を再開いたします。

委員の皆さんの質疑がありましたら。

○西上委員　戻りますけど、コンビニ交付数の枚数が結構いっとるように思うんですけれども、先ほど御説明がありました木谷郵便局さんが９枚とか東鶴山公民館が１３枚ということで、なかなか枚数が伸び悩んどるなというような実感を持っておるんですけれども、もう少しＰＲが少ないんかなというようなところも思うんです。郵便局の外、公民館の外にのぼりでも立てて、ここで証明ができますよというような周知ができたらなと思うんですけれども、部長いかがでしょうか。

○森市民生活部長　こういったキオスク端末でできるという周知、ホームページであるとか広報であるとかでしかなかなかできてなくて、これも市民の方にしてみれば１００円金額も安いし、家から役所まで来なくてもできるということもあると思いますので、そのあたりまたぜひ考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○西上委員　よろしくお願いします。もう近所の人がわざわざ取りに来る、いやいや、東鶴山公民館でできるというような、本当か、知らなんだでというようなことの会話もしたことがあるんで、ぜひ部長、周知徹底よろしくお願いいたします。

○中西委員長　ほかにはございませんか、よろしいですか、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、次に移ります。

○竹林三石総合支所長　三石地区のコンビニ事業について報告させていただきます。

こちらのコンビニ事業につきましては、現在ヤマザキショップ備前三石店が本年３月より営業のほうを開始しております。ちなみに前事業者でありましたポプラ備前三石店、こちらにつきましては令和５年９月から令和６年１１月末まで営業のほうを行っておりました。その後、撤退、事業中止に伴います返還補助金８５０万円ですが、未回収債権となっております。現在、こちらの債権につきましては法人の破産手続中でございまして、相手方弁護士とも連絡を取りながら状況を把握の上、今後対応をしていきたいと考えております。

○中西委員長　何かありますか。

経営はうまくいってるというように思っててていいですか。

○竹林三石総合支所長　現在の店舗についてでございますが、令和８年度からは運営経費に対して補助を行うこととしております。毎月一定程度の赤字額というのは計上されている状況でございますが、移動販売車等も導入していただきまして収益増に努めていただいておるところでございます。

○中西委員長　一体どのくらいな赤字が出てるんですか。

○竹林三石総合支所長　ちょっとはっきりと言いにくいところはあるんですけども、数万円程度、毎月、月によって増減はあるかと思いますが。

○中西委員長　それを把握しとられるということですね。

○竹林三石総合支所長　毎月、実績報告のほうが上がってきておりますので、状況のほうはお聞かせいただいております。

○中西委員長　ほかにはございませんか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に移ります。

○竹林こども・保健課長　それでは、こども・保健課から高額療養費制度改正について報告をいたします。

この件につきましては、国の医療保険制度改革の一環としまして健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和８年７月２９日公布、８月１日施行となりまして、各医療保険における高額療養費制度が改正されております。国民健康保険における限度額の変更等につきましては資料のとおりでございます。

主な改正点としまして、月額上限の引上げ、それから年間上限額の新設となっております。また、各所得段階別でアップ率といいますか、増額となった割合ですが、住民税非課税世帯につきましては４％程度、その他の区分につきましては７％前後増額となっております。また、自己負担の月額上限が引き上げられました一方で、年間上限額が新設されたことにより今までより負担額が軽減されるケースもございます。また、ほかの負担軽減の仕組みとしまして、多数回該当と申しまして直近１年の間で３回以上上限額に達した場合は４回目からは上限額が下がる制度がございますが、これについては額につきましても改正前と変更はございません。また、年間上限額につきましては、その多数回該当がずっと１年続いた、継続して続いたときとほぼ同額となっておりまして、これも改正前からの負担額としましては該当者につきましては変更がないような形になっております。また、７０歳以上の方につきましては外来特例というのがございまして、外来についても年間上限額が新設されたところでございます。

こういった改正につきましてはホームページで広報しますほか、来庁者の方にはチラシの配布、また高額医療の該当になった場合には直接通知を送付しておりますので、申請の勧奨についての漏れはないものと考えております。

○中西委員長　報告は終わりましたけども、質疑はございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に移ります。

********** 閉会中の継続調査事件（保健福祉部） **********

閉会中の継続審査に関する調査研究ですけども、子育て支援についての調査研究、ビーテラスの休館日について、これは奥道委員より説明を願います。

○奥道委員　ビーテラスの休館日についてというふうに申し上げたのは、これはお知らせをして

おくほうがええなと思うたんでこういうテーマでお知らせをしました。現在、月曜日とそれから祝日の翌日が休館日になっていると。ということは、いろんな方法で周知していただいているから、これはこれで今後もぜひこれは進めていくんだろうな、これをどうこうっていうふうなことで私が上げたんじゃないんです。といいますのは、お盆期間、具体的に言いますと８月１２日、実は来館者といいますか、ここを目がけて来られた子供さんの来館者、要するにお盆帰りで県外の遠くから帰ってこられた方、こちらに御実家のあるお父さんお母さん、おじいちゃんおばあちゃんがビーテラスがこうなっとるから遊びにいったらどうというような勧めで来てみたら、実は玄関のところまで行くと開いてなかったと。それは当然そうなんです、１２日、だから休みなんです。それはもう市民の人は知ってるはずですよね。だけども、市外から来た人は知らなかった。今日、岡山市から来たんですっていう方も何人もいました。

ということで、玄関まで行かなければ分からなかったという現状なので、例えば駐車場のところに本日休館日とか、あるいは今全くなぜあるのか分かんないあの横断歩道を渡りましょうの看板のところに今日は休みですみたいな、そういうものを１枚出してもらうということが果たしてできなかったのかなと。結構夏休み中なんで、１２日、非常に来館者多かったと思います。来てみてがっくりきて帰ったという方もたくさんいた。数字的なことは申しませんけども、私はあそこら辺に約１時間おったんですけど、１時間の間に１０件以上、１０人以上の、１０台以上の車が来たと理解してます。だから、それだけのニーズがあるものなんだから、ちょっと市民サービスとしてそこに手を出しとっていただけたらよかったなということで上げさせてもらいましたということです。お願いです。よろしくお願いします。

○竹林こども・保健課長　祝日の翌日が休館日ということで広報等はしているところでございます。やはり市外の方についての周知というのはもともと難しいというのは頭にありまして、ホームページを見ていただくぐらいしかなかなか手段がないのかなと感じております。実際、駐車場に来て、そこで休館日、正直分かってもあまり変わらないんじゃないかという気が個人的にすごくしておりますが。それがどこまで、満足度なりに効果があるのかというのはちょっと考えてみたいと思いますが、あまりどうかなという気は今しております。

○奥道委員　あまりしつこくどうこう言うつもりはないんで。要するに駐車場まで来られて、あそこから歩くんです。距離がそう長くはないとはいうものの、あの真夏の暑いときにお子さんの手を引いて、あるいはだっこしてあそこまで行ってきて、玄関のところへ来て、えっ、今日やっとらんのんというようなその落胆振りを考えると、ならばまだ駐車場のほうがましじゃないかと。あっ、今日はお休みだったわと言って車の中から見て帰られるのと、歩いて暑い中来てというのとではちょっと違うと思うんです。だから、休館日を営業せえと言ってるわけじゃないんです。休館日は休館日でいいわけですし、それを訂正することがどうこうじゃなくて、せめて市民サービスとしてそういう日、お盆であるとかお正月であるとか、そういうときに今日は休みなんだということを玄関まで歩かんでもいいようにしてあげるのはどうですかっていう、そういう話

です。ぜひよろしくお願いします。検討してください。

○竹林こども・保健課長　そのお話でいくと、おもちゃ広場に限ったことではないんだろうなというところもございますので、ビーテラス全体の施設の管理運営というところでビーテラス係とも相談しながら考えていけたらと思います。

○中西委員長　次に、健康管理についての調査研究で、こども・保健課からお願いいたします。

○竹林こども・保健課長　精神障害者医療費給付につきましては、これまで２回、報告等、制度的なところをさせていただいたところでございます。今回、担当課としましては公平性とか、そういったところでの課題というのを認識しておりますので見直しということで考えております。その一方で、精神障害者の方の支援としましては、今の医療費の給付は国保、後期高齢の該当者の方だけが給付の対象となっているところ、ほかの支援の仕方があるんじゃないかということで担当としては考えておりまして、家族会でありますとか居場所としてのサロンの運営の充実とか、そういったことで社保の方であっても国保の方であっても変わらぬ支援になるような形でやっていけたらなということで現在考えておるところでございますので、そこにつきまして委員の皆様の御意見等をいただけたらなというふうに考えております。

○中西委員長　課長のほうからはこれまで２回、この問題については公平性の点から備前市としては廃止したいということで、委員の皆さんの御意見を一度お伺いしてみたいということでしたので、今日は皆さんのほうに諮って皆さんの御意見、検討中であるか、まだ考えている、あるいはやめたほうがいい、いや、残したほうがいい等々、御意見をお聞かせ願いたいというのが今の課長の発言の御意向だと思いますので。

　少し委員の皆さんから御意見をいただけましたらと思いますけども。まだ決まってないというところがあれば、それはそれで結構ですので。

○中村副委員長　正直、具体例がよく分からないというところで大変意見としては申し上げにくいので、失礼だと思いますけれども。実際にこの給付を受ける人数等を教えていただけたらありがたいです。

○竹林こども・保健課長　給付としましては年に３回に分けまして、集計の上、給付しているところなんですが、各回２７０人前後の方が対象になっているところでございます。

○中村副委員長　給付の額とか話したりできますか。

○竹林こども・保健課長　直近でございますが、この８月に給付のタイミングがございまして、総額としましては１９７万円程度になります。その内訳としまして、年間３回ということでございますので４か月分が１回で支給になっております。その中で給付額が２，０００円以下の方っていうのが３８人、それから２，０００円を超えて５，０００円までの方というのが８６人、５，０００円を超えて１万円までの人が１０３人、あと１万円を超えて２万円までの方が４６人、２万円から３万円で４人、あとはもう３万５，０００円超えが１人というような状況でございまして、一番多い区分としましては５，０００円を超えて１万円までの方、これが４か月分で

ございます。

○中西委員長　よろしいですか。

　少し皆さんの御意見を。

○西上委員　よろしい。

○山本委員　久々に厚生文教委員会に来まして、今までの流れを把握してませんから答弁が難しいんですけど。

○奥道委員　何でもそうなんですけど、もらわれているものがなくなるということになったら、もらわれる側からすれば、その金額の大小にかかわらず、来年からなくなったとすれば、これは本人にしてみれば何でっていうふうに思われる。これはもう普通のことだと思うんです。これが例えば精神障害の方が、今一番最高で伺ったとおり３万５，０００円を超える方もいらっしゃる。一番多いのは１万円まで、年間にすれば４万円ほどだと思うんです。だから、そういう思いを持っていらっしゃる方は精神障害の方の中で、これがなくなったら困るというか、なくなったら嫌だ、何でなくなるんだろうという方の思いは分かると思うんです。そういった方にとってみれば、なくなれば確かに困ると思うんです。困るというか嫌だと思うんです。ただ、国保の関係と今さっきおっしゃった社会保険の関係の方、それぞれあると思うし。そういう意味での公平性ということから考えれば、果たしてどうなのかっていうのもよく理解できるし。どっちをどうこう、どっかで決断しなきゃならないんだろうとは思うんですけども。しっかりもらわれている方の声も聞き、そしてまた市としてどう公平なのかというふうなとこら辺も、本当の公平性ということもよく考えた上で決断していく必要があるのかなと。なかなか難しい問題なので、答えをすぐに右だ左だっていうのを出せないんで申し訳ないんですけども、そんなような感覚では今います。

○中西委員長　ここで答えを出すようなところじゃありません。

○奥道委員　どう思うんならと言われたら、そんなふうにしか思えないかなと。

○西上委員　私も障害者の一員ですけれども、通って我々はお金がもらえてなくて、精神障害者の方だけがもらえるというような、こういう不公平なことがあるというのもちょっとおかしいかなと思うんで。もらえるんなら全員もらえる、もらえないのなら全員もらえない。同じようにどちらも同じにしていただけるのが一番望ましいということで、出されないのなら出さん、出すんなら全員出すというような仕組みが委員長、よろしいんじゃないかなと思っております。我々はもらえていません。

○立川委員　大変難しいところの問題なんですが、１つ言えるのは、さっきもお話がありましたように精神障害っていうのは特別だという捉え方が今あります。これができた当初、精神保健福祉法に基づいてやられているこの給付なんですけど、何が問題かといえば、さっきもございましたように見た目でこの人は精神障害者だなっていうのが分かりにくいというところが一番ございまして。この精神障害者と認定された方については、何がしにくいかといえば就労が非常にしに

くいんです。生活の糧、給料、これほとんどの方が生保に依存しとんです、生活保護の家庭の方が結構いらっしゃいます。入院者の９割は、医療保護は別にして生保の関係で生活をしておられます。いわゆるセーフティーネットになってるはずなんです。さっきもありましたけど、身体障害者を見て、あっ、これはハンディキャップがあるなっていうのが分かる。ところが、まちを歩いてて、あっ、この人は精神障害者だなっていうのが一目で分かるっていうのはなかなか状況としてつらい。中の人も、結局完治したのかなと思っても雇う側が雇わない、生活ができないということで、繰り返しになりましたけど生保に頼っておるような状況で。できたら考えてもいいのかなと、それは現場におりましたんで特にそういう思いがしております。

○藪内委員　立川委員、西上委員のお話聞いていて非常にこれは本当難しいなと、判断が本当難しいと。でも、基本がもう生活保護に頼っているような状況で、逆にこの金額がどうなのかなということも感じますし、西上委員の言うことを聞いていると、そこだけ何かしていただくというのは、冷たい言い方になりますけど、それは考え方としてどうなのかなとも思いますし。でも、精神障害は分かりにくい、障害は分かりやすい、でも分かりやすくてもそういう援助なり何なりがないんだったら意味がないですし。だから、本当によく分かんないです、この金額にしても何にせよ全てが分からない。すみません、ちょっと変なお答えで。

○藤原委員　すみません。私もあまり分からない分野なんですけど、今皆さんのお話を聞いていて、精神障害者の方とほかの障害者の方の公平性が保てるほうがいいのかなとは思います。一方で、この方たちは基本的に生活保護を皆さん受けているということなんですか。

○竹林こども・保健課長　生活保護を受給されますと、基本的には医療費も生活保護での支給になって医療費がそもそも発生しないということになりますので、今回給付になっている方っていうのは生活保護には基本的にはなってないということでございます。また、金額も所得段階で上限額とかが決まってますので、ある程度高額な医療費を払っている方は、本人さんというわけではないですが、世帯としてはそれなりの所得があるケースというふうには判断できるかなと思います。また、生活が苦しいとか、そういったお話も当然理解はできるところでございますが、あくまでこの医療費給付っていうのは生活困窮のための制度ではなくて、医療を中断させずに継続してほしいというようなところからの制度でございます。やはりその生活困窮というのが根底にある場合は、それはそれで生活保護ですとか、そういった別の制度で困窮というのは救われるべきかなと考えております。

○藤原委員　先ほど西上委員がおっしゃってたんですけど、障害者の方には出てないけど精神障害者の方には出てるっていうのは、これは何でなんですか。

○竹林こども・保健課長　もともとは市内に精神科のある病院等がなかった。そんな中で市外の病院まで通院してもらう必要がある方っていうのがそれなりにいらっしゃいます。そういったところで、どうしても医療の中断につながりやすい、継続して病院に行ってほしいのになかなか行ってもらえない、そういったところでのインセンティブといいますか、市外の病院であっても継

続して受診ができる体制を当時は取りたかったというようなところでございますが、現状としましては市内にも医療機関ございますし、吉永病院にも週に１回程度だと思いますが、精神科の先生が来られとるというようなことで当時とも状況が若干違うのかなと思います。

○中西委員長　ということを含めて、またいろいろ御相談もしながら、また皆さんも考えていただくということで、今日のところは結論がこうあるんだということを目的としているわけでありませんので、どうも皆さん御苦労さまでしたということで。

続いて、介護福祉についての調査研究で、介護認定審査会について、中村委員よりお願いいたします。

○中村副委員長　割合のほうの表を出していただきましてありがとうございました。

備前市の割合を出してくださっていますけれども、この表を見てどのようなことをお考えであるのかということをまずお聞かせいただけたらありがたいなと思っているところです。

○梶藤介護福祉課長　それでは、お手元に今日の資料をお配りさせていただいております。県内市町村の要介護度別認定割合でございます。岡山県を一番上に置いております。県内１５市の割合と、それから一番下に近隣であります和気町を追加で入れさせていただいております。

こちらにつきましては備前市のところに色をつけておりますけども、全体的な傾向を見ていただきますと、ほかの市町村に比べてというところになりますが、要支援１の認定率が最も高い、それから介護度の中でいうと要介護１が最も高いというような認定割合でございます。ほかの市町村との比較を見てみますと、要支援１、２、いわゆる要支援認定ですけども、備前市のように要支援１が高く要支援２が低いという市町村がほとんどでございますが、中には笠岡、総社のように要支援２のほうが高くて要支援１が低いというような市町村もございました。県内全体的に、備前市も含めてでございますが、要介護１の認定者が最も多いという結果です。先ほどの笠岡、総社につきましては、要支援２の割合が一番高いというような状況でございます。あと、要介護３、４、５、いわゆる重度の認定になりますけども、こちらにつきましては備前市はどちらかというと県内平均と比べても少し低い割合でございます。要介護５に関しましては、岡山県のほぼ平均値ということでございます。重度の認定につきましては調査や審査会の中ではあまりどの市町村もぶれがない審査になっていると認識しておりまして、備前市の場合、要介護３、４、５の割合が低い状態を維持しておりますので、要介護２から移行される方が重度化していないというふうに見てよいかと思っております。

要支援１が一番高い割合につきましては、右のほうに認定率というのを右から２番目の列に書いておりますけども、備前市の場合、認定率が１９．６％です。県内を見ると割と比較的低いほうだと思っておりますが、中には赤磐市、和気町のように１７％台、それから真庭市のように１８％台のところもございます。認定率の低さ、それから要支援１の割合が一番多いというところで言いますと、比較的備前市につきましては元気な高齢者が多いのではないかと思っております。認定率については国が示しています調査票を基に１次判定が行われるというところですの

で、全国同じ調査票を使っての調査をしているというところで、マニュアルも同じものを使っておりますので、それぞれの市町村がそのマニュアルに基づいて調査をしているということで、備前市のほうもそれに従い調査をさせていただいております。

以上のような状況でございます。

○中村副委員長　ここで言う高齢化率というのは、市民全体に対する６５歳以上の人の割合という意味合いでよかったですか。

○梶藤介護福祉課長　高齢化率は、全人口に対する６５歳以上の人口の割合でございます。

○中村副委員長　つまり備前市は高齢化率は案外高いほうなんだけれども、そんなに認定しなくてもいい元気な人がそろってるというふうに捉えたらよろしいですか。

○梶藤介護福祉課長　捉え方としましては、この表を見たときに私も高齢化率が高いから認定率が高いという規則的なものはないと見させていただいております。その下にある瀬戸内市のように高齢化率は低いですけど認定率が高いであるとかというような傾向も見てとれますので。先ほど委員がおっしゃられたように元気な方が多いというふうに認識はしたいと思っておりますが、介護予防事業だとか、それから相談業務に関する、最初の初期相談であるとか、そういった体制も市町村によって体制、地域包括支援センターがあるのは必ずなんですけども、在り方が違ったり、予防事業に関しても市町村によって創意工夫されていくというところでございますので、市町村によって取組方が違うというところもございますので、一概に元気な高齢者が多いと言い切っていいのかどうかとは思いますが。私たちとしましては、そういう相談業務につながってる人の中でも元気な方が多くって要支援１が多いという印象はございます。

○中村副委員長　この資料を出していただくに当たって、備前市の認定が大変厳しいというようなお声をお聞きしましたので、このような表を出していただいたんですけれども。備前市が特段厳しいとかっていうようなことではないと受け取ったらよろしいでしょうか。

○梶藤介護福祉課長　調査に関しましては、先ほども申し上げましたように全国統一した基準の中での調査をさせていただいておりますので、ほかの市町村と比べるっていうところは、本当にお一人の人を見ながら調査をお互いにし合わないとなかなか違いが分かりにくいっていうところだとは、現実的にはそういうことだと思いますが、調査につきましては調査員の質を担保するために、備前市の中で調査員同士、認定調査をした後、必ずお互いにチェックをし合ったりだとか、それから調査に迷うところにつきましては相談をする、それから迷ったことについては必ず特記事項に書くというようなことで審査会に上げていくようにはしておりますので、特段厳しいというふうには私どもは思っておりません。

○中村副委員長　当然、異議申立ての制度があると考えたらよろしいでしょうか。

○梶藤介護福祉課長　介護保険制度の中で調査、審査に不服がある場合は、不服申立てというような制度もございます。ただ、私が介護福祉課にいる間につきましては、その申立てについては把握しておりません。

○中村副委員長　申立てをした場合、その申し立てている期間は認定が無効になると捉えたらいいんですか、それとも例えば私が言っているのは要介護２から要介護３じゃないかと、申し立てますと言ったときに要介護２がその間凍結するとか、そういうことが起こり得るんですか。

○梶藤介護福祉課長　サービスを必要とされている方が申請していらっしゃるので、一度下りた認定はそれを却下するっていうことはございませんので、要介護２なら要介護２の認定がそのまま続いていくということになります。

○西上委員　この資料を見させていただきまして、我々よく言われるんが要支援２と要介護１、要支援２が２６０名で要介護１が５６６名ということで、この差、要支援２と要介護１の差でサービスが大きく違うことが生じるということで、一応要介護１をもろうたんが要支援２に格下げになったことがあったりして、我々議員のほうによう相談に来るんですけれども、そういう家族からの相談や苦情が寄せられる事例というのは、私があるぐれえじゃからあるんじゃねえかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○梶藤介護福祉課長　実際に寄せられているとは思っております。件数としては把握してないですけども、そういう声はお聞きしたことはあります。

○西上委員　ここの判定が一番境界線であると私は思うんですけれども、この判定の境界線でのサービスの切れ目にはどういうふうに担当課では対応されておるんでしょうか。

○梶藤介護福祉課長　要支援２と要介護１というところだと思いますけども、要支援２と要介護１の違いは、介護老人保健施設であれば要介護１から入所ができるというふうなところがございます。それから、要支援２以上だと認知症のグループホームについては御利用ができますので、施設とか自宅外でのサービスの受け方というのはそこが一番だと思います。要支援２の方を要介護１にっていうところになると、もちろんもう一度調査から、もう一回申請をし直したいということであれば区分変更申請という形でお受けさせていただいて、また調査から始めるという形にはなりますが。申請のし直しっていうことはできるんですけども、基本的にはあまり状態が変わらないまま申請されても同じような認定が下りることがやっぱりありますので、申請した日、調査の日から審査会までの日が約１か月かかることもございますので、その間で状況が変わるようであれば再び申請というふうなお話をさせていただいたりはしております。

○西上委員　状況がようなったら、本当はないんじゃろうと思うけど、介護を受けられる当事者はどうしても元気なところを見せたがるんかな。見せたがって、認定の度合いが要介護から要支援２に落ちたというのはよう聞くんですけれども。その辺の、現場で認定される聞き取りにいった方がどういうふうにそれを真面目に取るというか。いや、本当は違うんじゃねえんというようなこともあるんじゃないかなと思うんじゃけど、その辺、現場に行かれた方の生の声を聞かんと分からんのですけど、その辺、課長、どうですか。

○梶藤介護福祉課長　調査に関しては、御本人さんからもちろんお聞き取りをしたり、それから実際に体を動かしていただいたりして見てする調査もございますし、あとは特に御本人さんでは

なく御家族のお話なんかも聞かないといけないっていうところはもちろんあります。そういったところについては、家族に同席を、必ず立会いをしていただく、それから御本人さんの前で聞けないことに関しては別室だとか、後からお電話でというところで聞き取りもさせていただいておりますので。調査員も非常に判断に迷うことも多々ありますので、そういったところは御家族の話を聞いて判断する、または特記に書きながら判断した理由をそこに書くということで進めておりますので、全く御本人さんの言うことだけをっていうことではございません。

○西上委員　本人、家族様の納得いく判断をしていただけるのが一番いいんですけれども、ぜひよろしくお願いしたいんですけれども。現場もこの認定、ちょうど支援２と介護１が変わったら、このシステム等々が非常に手間が要るんじゃねえかなと思うんですけど、その手間の部分はどうなんでしょうか。

○梶藤介護福祉課長　手間というのが、いわゆる介護サービスの変更っていうことになるかと思うんですけども、その方が利用してるっていうことはケアマネジャーさんがついていらっしゃいますので、ケアマネジャーさんのケアプラン、またアセスメントによってサービス調整をしていただくということになるかと思います。要介護１の状態から要支援２に下りるっていうのは、よくなるといいますか、介護サービスを使いながら自立支援に向けたもちろんケアプランをつくっていただくというのが介護保険の趣旨でございますので、そういったところで御本人さんの状態がよくなるという状況の方ももちろんおられると思っておりますので。それによってサービスの限度額だとか種類が変わってくるという状況ですので、ケアマネジャーさんとのお話合いにより変わっていくと思っております。

○西上委員　要介護に移行しなかったということは重度の防止ができたということで、将来的な介護給付費の抑制につながってくるんだと思うんですけれども、本市の総合的な事業において要支援２の対象者が、もう繰り返しになりますけど、満足がいくサービスが本当に受けられておるのかというようなところがちょこちょこ聞かれるんで、この辺、課長、大丈夫ですか。

○梶藤介護福祉課長　要支援１と要支援２の方の担当になりますのが、市の地域包括支援センターの職員がケアプランを立てております。介護給付とは違って、ここを予防給付というカテゴリーにさせていただくんですけども、この方たちが本当に重度化しないようにっていうところを目標にケアプランなり御本人の理解をいただきながら自立支援に向けていくっていうところをやっぱり重要視してやっておりますので、御理解を得て家族にも説明をさせていただいているという状況です。

○西上委員　最後に、この要支援２が２６０から要介護１が５６６になった、この重度化率の推移を、倍以上になっとるわけですけれども、どのように施策に反映されておるのか、これからいくのか、その辺を少しお話を。

○梶藤介護福祉課長　要介護１の認定者が備前市一番多い状況でございます。要支援２が要介護１に重度化しているというような見方と、それから認定審査会のところで言いますと要介護１の

認定者には全て意見を付記するという仕方になっております。主には今物すごく増えております認知症高齢者の状況であるとか、がんとかのターミナルだとか、それから備前市の認定者で多いのが骨折とか、腰が痛いというような関節系の疾患を持つ方の認定率が高いんですけども、そういったあたりのことで先ほど意見を付記するって言ったのは認知症機能の低下と、それから身体機能の不安定という２つの理由がないと要介護１には認定できない審査会の体制になっておりますので、そういったところが備前市としても課題だとは思っております。認知症施策であるとか、あとは身体的な機能を悪化させない介護予防、フレイル予防の充実っていうところが一番大きな施策の中心になると考えております。

○中西委員長　ほかにはございませんか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、地域包括についての調査研究で、認知症対策、先ほども出てきてましたけども、西上委員より少し御説明を願えますか。

○西上委員　備前市のホームページを見ますと、認知症の人と家族に優しい備前市の実現に向けたというようなことを書いておるんです。市の見解をお伺いしたいんですけれども、本日の資料にもありましたとおり、本市では認知症サポーター養成講座や認知症カフェや出前講座などが熱心に行われております。これを単なる啓発で終わらせずに実際の支援、そして実践へつなげることが重要だと思っております。

そこで何点か伺いたいと思います。

サポーターの活躍について、養成したサポーターを見守りや買物支援など具体的なボランティア活動へつなげていっているのか、またその仕組みはあるのか。

それから、認知症カフェについてでありますけれども、今日の資料には東鶴山地区も追加されておりましたけれども、先日見た中ではそこはなかったんですけど、認知症カフェの開催場所や利用者に偏りはないかということで、全域で持続可能な運営支援ができているのでしょうか。

そして、権利擁護の強化についてということで、出前講座から一歩進めて、身寄りのない方への市長申立てや費用助成など、早期の権利保護へとつなげているのでしょうか。

４点目に、早期発見の連携チームについて、地域の気づき、認知症初期集中支援チームによる専門支援へスムーズにつなぐルートはあるのでしょうか。

最後に、島嶼部、それから山間部対策について、日生の島嶼部やこの東鶴山、吉永等の中山間地域に対して移動支援や巡回相談など、届く支援をどう展開されているのでしょうか。啓発から実効性ある地域支援へステップアップするための具体策について御所見を求めたいと思いますのでよろしくお願いします。

○梶藤介護福祉課長　まず、認知症サポーター養成から、その方たちが活動につながっているかどうかというような趣旨だったと思っております。認知症サポーター養成につきましては、できるだけ認知症について正しく理解していただける人を増やすという意味で市民の方に広くサポー

ター養成を行っております。最近といいますか、子供への認知症サポーター養成ということも国のほうからいろいろ資料提供もありまして、キッズサポーター養成として小学校、中学校、高校生にも現在ではもう定例的に、小学校４年生とかという形で決めたサポーター養成を教育委員会とも連携させていただいてしているというところで。サポーター養成については、本当に認知症のことを正しく理解していただける市民を一人でも増やしていきたいなという認識でございます。そのサポーター養成をした後の活動でございますけども、認知症キャラバンメイトというのがあります。これについては認知症サポーター養成を企画したり、実施したりするのがキャラバンメイトというものでございまして、こちらは県のほうが年１回養成講座を開いてくださるんですけども、そちらのほうにサポーターを受けてくださった方を御紹介したり、例えば先ほども言われたようなカフェのスタッフであるとか、サロンのスタッフの方には積極的に受けていただくように声かけさせていただいたりというような形で、今キャラバンメイトについてはそういうふうにしております。私たち市の職員につきましても、このキャラバンメイト養成講座を受けないとサポーター養成ができませんので、市の職員も含め市民の方も現在のところで２７名登録がありますが、キャラバンメイトとして御活動いただいているという状況です。認知症サポーター養成だけではなくてサロンリーダーになってくださったり、それから認知症カフェのスタッフにつながってくださったり、それからふれあいまつりとかで私たちと一緒に活動していただいたりということで、活躍の場としてはそういったところで活動中でございます。

それから、もう一歩先に進むと、そのサポーター養成を受けた方が今度はチームオレンジという活動に参画、実践、活動につながるっていうところがありますので。これはステップアップ講座という形で年に１回させていただいておりますけども、このステップアップを受けていただいた方がチームオレンジへの立ち上げや企画運営に携わってくださっているということにもなっております。先ほども言いましたように人がダブるところもありますが、カフェスタッフであるとか、通所付添いのサポーターさんであるとか、そういったいろんなところで御活躍の方がステップアップも受けていただいて運営に携わっていただいているという現状でございますので、サポーター養成をきっかけとした施策への展開の中で活動をしていただいていると思っております。

それから、もう一点、認知症カフェの状況でございます。こちらについては資料提供させていただいておりまして、すみません、ホームページの中で東鶴山がまだだったら申し訳ありません。訂正をかけたいと思います。現在のところ、８地区において認知症カフェがございます。地域の中で偏りがないかということでございますが、この中で言いますと西鶴山、伊里地区にはまだカフェとしての立ち上げができていない現状でございます。こちらについても、市だけではなく協力していただける地域の方のスタッフが必要でございますので、先ほど言いましたサポーター養成だとかキャラバンメイトさんの中から声をかけさせていただきながら今後の立ち上げについては検討していっているという状況でございます。

○西上委員　先ほどの課長の御説明で講座をステップアップしていったらこのチームオレンジに

ステップアップができるということで、本市で先行している片上地区と三石地区、２地区にチームオレンジが設置されたということでありますけれども。当事者に寄り添う仕組みが進められるという点で高く評価しておるところですけど、認知症の方もそのチームのスタッフとなって一緒になってやられるということで、この２つの成果がもうあると思うんですけど、この成果はどういうふうに、課長、担当課としてお持ちでしょうか。

○梶藤介護福祉課長　チームオレンジの成果ということでございますが、片上地区につきましては、市の中でも初めて立ち上がった地域でございます。まずは、その場所に当事者の方、それから御家族の方が参加してくださるっていうところが一番大変な道のりでございますけども、そこに来てくださった方が切れ目なく通っていただきながら地域の中で支え合ってくださる方がいると、自分たちを支える人たちがたくさんいるというところも認識していただきながら。チームオレンジっていうのは、いわゆる認知症になると急に何もできなくなるわけではなくて、その方の生きてきた歴史、生き方の中で得意分野であるとか、御家族の方からお聞きする情報であるとか、そういったこと、それから自分が認知症になってもこういうことをしていきたいという御本人の発信や御家族の発信からこのチームオレンジがつながって起動していくってようなことになっておりますので。例えば今までできていた歩く会に認知症になると出かけていけなくなったというところであれば、歩く会へつながるような支援をしたり、または行けなくてもチームオレンジの中で企画して行ったりとかということをしたり、それからサロンに通いたいんだけども、認知症なので日時を忘れてしまったり、行きたくても行けないまま終わっている方がおられるっていうところであれば声かけをする、それから一緒に参加する、道のりを歩いてくるだとか、具体的なところを解決していきながら地域への参加をつなげていくということをチームオレンジの中でさせていただいておりますので。そういったことを片上、三石については特に支援をさせていただきながら活動しているというところです。

○西上委員　ありがとうございます。

なかなか難しいんですけれども、この未設置地域への展開ということで、総合戦略では２０２９年までに９か所の設置を目標としていますというようなことが書かれておったんですけれども、順次展開されるんじゃないかなと思っておるんですけれども、具体的なロードマップというようなことは考えられておるんでしょうか。

○梶藤介護福祉課長　例えば来年度に向けてだとかというあたりで、今の認知症カフェだとか認知症の支援の状況、それから地域の方の御協力をいただけるような地区を見据えて計画的にと思っております。今、片上、三石が立ち上がっておりますけども、今年度につきましては日生の地域で１か所、もうほぼ立ち上がりができているというような状況でございますので、ロードマップといいますか、可能性のある地域を毎年つくっていきたいと思っています。

○西上委員　ありがとうございます。もうぜひ、順次よろしくお願いしたいと思います。

それから、市長申立てのところも資料を出していただきありがとうございます。この申立ての

件数もありますけれども、この申立ての基準やら手続も何か面倒くさそうだなと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○藤森社会福祉課長　委員おっしゃられた成年後見制度についてですが、成年後見につきましては申立てができる方ということで、配偶者や４親等内の親族、あと検察官と市町村長ということで、身寄りのない方等につきましては市町村長が行うようなことになっております。その辺の相談を受けまして認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方について、家庭裁判所が選任する後見人、補助人が法律的な援助、支援を行う仕組みではございます。今、資料として出させていただいた、身寄りがないとかという方につきまして市長申立てがあった件数について資料等を添付しております。年度によって相談があった件数が違いますが、令和７年度は３件ということになっております。実際に必要になった方につきましては、初期相談については地域おこしセンターやうちの地域福祉係のほうが相談させていただきまして、所得とかいろんな基準がありまして、主に大きいのがその人の世帯数とか収入とかというのがありまして、それに該当しなかった方につきましてはうちが申立ての費用を援助するということになっております。

○西上委員　種類によるというような、最後の辺がよう聞こえなんだんですけど、これは費用、申立て費用や後見人報酬の助成制度、収入によるという今お考えでしたでしょうか。

○藤森社会福祉課長　具体的には、単身世帯の場合の年間収入額が１５０万円以下、２人以上の世帯が２００万以下というような収入の制限があります。あと、生活保護に当たる低所得の方につきましては援助できるということでございます。

○西上委員　所得で１５０万円以下、または２００万円以下、それから生活保護のというようなお答えでしたけれども、所得制限の緩和なんかはもう考えられんのですか。

○藤森社会福祉課長　現状、その辺いろんな状況を見まして検討してみる余地はあるなとは思っておりますが、現状そういうところまでは至っていません。

○西上委員　真に支援が必要な人が使いやすい制度設計になっておるんですか。

○藤森社会福祉課長　この件数につきましても、ほとんど成年後見につきましては身内の方とかいろいろされる方がおられまして、なかなか身寄りがない方につきましての件数が多いということで把握しております。

○中西委員長　ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、時間が１２時を過ぎてるんですが、これで報告事項と調査研究は終わります。

○梶藤介護福祉課長　この場を借りて１点だけ御報告させてください。

認知症の施策の関連ですけども、見守り声かけ訓練というのを２年に１回ほど地区を選定してさせていただいておりまして、今年度伊部東地区において見守り声かけ訓練を実施する予定としております。２年前は香登地区ということで、昨年度は伊部東地域において見守りの会議を重ねてきた経緯の中から、今年度は伊部東地区での見守り声かけ訓練を検討しておりますので、時期

としましては１１月頃を予定しておりますので御連絡だけさせていただきました。

○中西委員長　その日程が決まったら、１回委員にも見せてもらうことができるんであれば、１回また日程表だけ配ってあげてください。

○梶藤介護福祉課長　日程が現在のところ案ではございますけども、１１月７日に認知症についてのまず講演会をさせていただいて、１１月２８日、これはどちらも土曜日でございますが、実際に一人歩きを想定とした声かけ訓練をしていく予定にしておりますので、２回に分けて７日と２８日の予定でございます。また、きちんとしたものが出ましたらお知らせさせてください。

○中西委員長　ほかにありませんね、報告事項とか。

それでは次に、高齢者福祉についての調査研究を行います。

本日、蕃山荘を視察するよう担当課と調整しております。

お諮りいたします。

前述の箇所へ委員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員会閉会後、議長に対し委員派遣要求書を提出いたします。

以上で高齢者福祉についての調査研究を終了いたします。

以上で所管事務調査を終わります。

次に閉会中の継続調査事件の調査を行うため、議長に対し委員派遣の要求を行いたいと思います。委員派遣については全委員を対象とし、実施日については令和８年１１月５日木曜から６日金曜日まで、派遣先については兵庫県多可町、京都府京丹後市、調査事項については兵庫県多可町は子育て支援についての調査研究、京都府京丹後市は教育総務についての調査研究を考えております。

それでは、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

委員派遣に関する手続につきましては、先ほど御案内したことに変更があった場合も含め、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。それでは、そのように決定いたしました。

以上で本日の厚生文教委員会を終了いたします。

午後０時０９分　閉会